

令和7年12月18日

S B C & S 株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、S B C & S 株式会社に対し、同社が供給するスマートフォン向けのコーティング剤及びタブレット端末向けのコーティング剤に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 S B C & S 株式会社（以下「S B C & S」という。）
(法人番号 9010403011485)
所 在 地 東京都港区海岸一丁目7番1号
代 表 者 代表取締役 草川 和哉
設立年月 平成26年3月
資 本 金 5億円（令和7年12月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

- ア 「IN VOL ULTRA コーティング for スマートフォン」と称するスマートフォン向けのコーティング剤（以下「本件商品①」という。）
- イ 「IN VOL ULTRA コーティング for タブレット」と称するタブレット端末向けのコーティング剤（以下「本件商品②」といい、本件商品①と併せて、「本件2商品①」という。）
- ウ 「IN VOL Extra Fine コーティング for スマートフォン」と称するスマートフォン向けのコーティング剤（以下「本件商品③」という。）
- エ 「IN VOL Extra Fine コーティング for タブレット」と称するタブレット端末向けのコーティング剤（以下「本件商品④」といい、本件商品③と併せて、「本件2商品②」という。また、本件2商品①及び本件2商品②を併せて「本件4商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示期間

別表1及び**別表2**「表示期間」欄記載の期間

(イ) 表示媒体

別表1及び**別表2**「表示媒体」欄記載の表示媒体

(ウ) 表示内容（表示例：**別紙1**及び**別紙2**）

- a SB C & Sは、本件2商品①を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和6年9月20日から同年10月23日までの間、本件商品①の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌」等と表示するなど、**別表1**「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品①をスマートフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果、細菌の増殖を抑制する効果及び特定のウイルスの数を減少させる効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- b SB C & Sは、本件2商品②を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品③について、令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間、本件商品③の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」等と表示するなど、**別表2**「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品②をスマートフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、SB C & Sに対し、それぞれ期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、SB C & Sから資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実

際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別表 1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品 ①	令和 6 年 9 月 20 日から同年 10 月 23 日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・SIAAマークを示す画像 ・「■防キズ コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品①が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいことを示す画像 ・「■抗ウイルス・抗菌 抗ウイルス加工：製品上の特定のウイルスの数を減少（抗ウイルス活性値 2 以上） 抗菌加工：加工されていない製品の表面と比較し、細菌の増殖割合が 100 分の 1 以下（抗菌活性値 2 以上）」 (別紙 1)
本件商品 ②	令和 6 年 9 月 20 日から同年 10 月 23 日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・SIAAマークを示す画像 ・「■防キズ コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」を端末ガラスに加えた際には端末ガラスが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」を本件商品②が塗布されている端末ガラスに加えた際には端末ガラスの表面が傷つきにくいことを示す画像 ・「■抗ウイルス・抗菌 抗ウイルス加工：製品上の特定のウイルスの数を減少（抗ウイルス活性値2以上） 抗菌加工：加工されていない製品の表面と比較し、細菌の増殖割合が100分の1以下（抗菌活性値2以上）」
本件2商品①	令和6年8月13日から同年10月23日までの間	「INVOLUTRAコーティング」と記載のある自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「化学結合で強固に密着するガラス被膜で、キズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「INVOLUTRAコーティングとは？」、「ULTRAコーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日使用するスマートフォンやケース・フィルム※1などのアクセサリをキズや擦れからしっかりと保護します。」 ・「防キズ効果だけではなく、抗ウイルス・抗菌効果を発揮し、防汚・防指紋にも優れたコーティング剤です。」 ・「防キズ Anti scratch」、「擦ったり、引っ搔いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしっかりと守ります。」及び「ULTRAコーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしっかりと保護します。」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	<p>・「<u>コーティングなし</u> 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像</p> <p>・「<u>コーティングあり</u> ULTRA コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件2商品①が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくくことを示す画像</p> <p>・「検証結果 <i>inspection result</i>」及び「ナノインデンテーション試験を行い、ULTRA コーティング塗布前後の表面硬度を測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。表面硬度が上昇するほど、外部からの摩擦に対してより耐性があり傷つきにくくといえます。」</p> <p>・「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果・2019年発売の一般的なスマートフォンにULTRA コーティングを施工前後の表面硬度の測定をナノインデンテーション試験で実施・2022年8月実施」</p> <p>・表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件2商品①を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件2商品①を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ</p> <p>・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面硬度が上昇していることを確認できました。(グラフ①②)」さらに、一般的なス</p>		

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>マートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていますことが実証されました。(グラフ③)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「試験実施日：2023年5月30日 ULLTRA コーティングの耐傷性の効果 (摩擦比較検証) メラミン樹脂製スポンジ摩擦 母材：アクリル板 荷重：200gf 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件2商品①を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像 ・「抗ウイルス・抗菌 Antiviral / Antibacterial」 ・「ULLTRA コーティングは、強固な被膜により汚れや傷から保護するだけでなく、製品上の特定のウイルスの数を減少させ、細菌の増殖を抑制する効果があります。」 ・「適正で安心できる抗菌加工製品の普及を目的とした第三者機関であるSIAA(抗菌製品技術協議会)による証明書を取得しております。」及び「<u>SIAAマーク</u>は、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されており、当社製品も抗菌・抗ウイルス性を認められました。」 ・本件2商品①を使用した方が未使用のものよりもウイルスの数が減少したかのよう示す画像 ・「抗ウイルス」及び「特定ウイルスの数を減少」との記載と共に、SIAAマークの画像 ・本件2商品①を使用した方が未使用のものよりも細菌が増殖していないかのよう示す画像

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>・「抗菌」及び「細菌の増殖割合を100分の1以下に抑える」との記載と共に、SIAAマークの画像</p> <p>・「第三者機関SIAA（抗菌製品技術協議会）による証明書」との記載と共に、證明書の画像</p> <p>・検証結果 <u>in s p e c t i o n r e s u l t</u>、「菌の増殖割合比較実験 菌の増殖を比較するため」に、フードスタンプ（寒天培地）を使用して、検査を行いました。フードスタンプを、衛生状態を確認したい対象物につけることで、その表面にいる微生物を取り、細菌による汚染具合を判定することができます。一般的なスマートフォンの画面ガラス表面に2つのフードスタンプを押し付け、片方のサンプルはそのままにして、片方のサンプルには抗菌機能があるULTRA Aコーティングのトップコートを滴下して菌の培養状況を比較しました。13日後、未処理のサンプルに大量の菌が繁殖していましたが、ULTRA コーティングを滴下したサンプルには菌の繁殖は未処理のサンプルに比べ菌の増殖は割合が低いことが認められました。<u>以上の結果から、ULTRA コーティングのトップコートには菌の増殖を抑える効果（抗菌）があることがわかりました。</u>及び「実施期間：2023年5月25日19時～6月7日19時 ULTRA Aコーティングトップコートの抗菌効果比較実験 温度設定約25℃の室内環境下にて実施」との記載と共に、本件2商品①のトップコートを滴下したものが未処理のものよりも菌が増殖していないかのように示す画像</p>
本件商品①	令和6年9月6日 から同年10月2日	「トレtek！」と記載のある自社ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> ・「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「化学結合で強固に密着するガラス被膜で、キズから対象製品を保護」、「防キズ」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	3日までの間	ブサイト	<p>及び「抗ウイルス・抗菌」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「使いのスマートフォンやケース※1・フィルムなどのアクセサリーにコーティング剤を塗るだけで、抗ウイルス・抗菌効果だけではなく防汚・防指紋・防キズ効果をプラスすることができる製品です。」 「【防キズ】コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 「【抗ウイルス・抗菌】SIAAマーク取得」 「<u>ULTRA コーティングとは？</u> ULTRA コーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日使用するスマートフォンやケース・フィルム※1などのアクセサリをキズや擦れからしっかり保護します。防キズ効果だけではなく、抗ウイルス・抗菌効果を発揮し、防汚・防指紋にも優れたコーティング剤です。」 「擦ったり、引っ搔いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしっかりと守ります。ULTRA コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしつかり保護します。」 「<u>コーティングなし</u> 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 「<u>コーティングあり</u> ULTRA コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品①が

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくことを示す画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>検証結果 ナノインデンテーション試験</u>」による表面硬度測定結果 ・塗布前後の表面硬度を測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。表面硬度が上昇するほど、外部からの摩擦に対しより耐性があり傷つきにくいといえます。」及び「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果」 ・表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件商品①を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件商品①を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面硬度が上昇していることを確認できました。(グラフ①②)」さらに、一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていますが実証されました。(グラフ③) ULT RA コーティングの耐傷性の効果(摩擦比較検証)】 ・「メラミン樹脂製スパンジ摩擦 母材：アクリル板 荷重：200g f 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件商品①を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌(SIAAマーク取得)」、「抗ウイルス 抗菌効果」及び「防キズ効果」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品 ②	令和6年9月6日から同年10月23日までの間	「トレtek！」と記載のある自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「防キズ」と記載 ・「抗ウイルス・抗菌」 ・「化学結合で強固に密着するガラス被膜で、キズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「使いのスマートフォンやケース※1・フィルムなどのアクセサリーにコーティング剤を塗るだけで、抗ウイルス・抗菌効果だけでなく防汚・防指紋・防キズ効果をプラスすることができる製品です。」 ・「【防キズ】コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 ・「【抗ウイルス・抗菌】SIAAマーク取得」 ・「ULTRA コーティングとは？ ULTRA コーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日使用するスマートフォンやケース・フィルム※1などのアクセサリをキズや擦れからしっかりと保護します。 防キズ効果だけではなく、抗ウイルス・抗菌効果を発揮し、防汚・防指紋にも優れたコーティング剤です。」 ・「擦ったり、引っ搔いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしつかり守ります。 ULTRA コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしつかり保護します。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>・「<u>コーティングあり</u> ULTRA コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品②が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいことを示す画像</p> <p>・「検証結果 ナノインデンテーション※試験を行い、ULTRA コーティング塗布前後の表面硬度を測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。表面硬度が上昇するほど、外部からの摩擦に対しても耐性があり傷つきにくいえます。」及び「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果」表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件商品②を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件商品②を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ</p> <p>・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面硬度が上昇していることを確認できました。(グラフ①②) さらに、一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていることが実証されました。(グラフ③) ULTRA コーティングの耐傷性の効果(摩擦比較検証)」</p> <p>・「メラミン樹脂製スポンジ摩擦 母材：アクリル板 荷重：200g f 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件商品②を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像</p>

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件 2 商品①	令和 5 年 7 月 21 日から令和 6 年 1 月 23 日までの間	「Y o u t u b e」と称する動画共有サービスにおける「【S E L E C T I O N】 U L T R A コーティング製品紹介動画」と題する動画	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌（S I A A マーク取得）」、「抗ウイルス 抗菌効果」及び「防キズ効果」 ・「強固に密着するガラス被膜でスマートフォンを傷から保護するウルトラコートイング」との音声 ・「防キズ」、「コーティングなし」 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との文字と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す映像及び「ユーティングあり」 U L T R A コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との文字と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件 2 商品①が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいくことを示す映像 ・「コーティング対象を上回る硬度の被膜を作り、表面を傷や擦れからしっかりと保護します」との音声 ・「往復摩擦テストによる比較検証」及び「1, 000 往復摩擦テスト ※メラミン樹脂製スポーツジ摩擦試験 母材：アクリル板 荷重：200 g f 回数：1000 往復」との文字と共に、往復摩擦テストを行っていることを示す映像 ・「試験実施日：2023年5月30日 U L T R A コーティングの耐傷性の効果（摩擦比較検証）メラミン樹脂製スポーツジ摩擦試験 母材：アクリル板 荷重：200 g f 回数：1000 往復」との文字と共に、摩擦後の本件 2 商品①を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>・「往復摩擦テストによる比較検証では、ウルトラコーティングを施工した場合、ほとんど傷がありませんでした」との音声</p> <p>・「抗ウイルス・抗菌」、「抗ウイルス」及び「特定ウイルスの数を減少」との文字と共に、本件2商品①を使用した方が未使用のものよりもウイルスの数が減少したかのように示す映像並びに「抗菌」及び「細菌の増殖割合を100分の1以下に抑える」との文字と共に、本件2商品①を使用した方が未使用のものよりも細菌が増殖していないかのように示す映像</p> <p>・「さらに特定のウイルスの数を減少させ、細菌の増殖を抑制する効果があります」との音声</p> <p>・「抗ウイルス・抗菌」との文字と共に、SIAAマークの映像</p> <p>・「第三者機関であるSIAAによる証明書を取得し、」との音声</p> <p>・「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」との文字のある映像</p>

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品③	令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 ・「■防キズ コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品③が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいことを示す画像 <p>(別紙2)</p>
本件商品④	令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 ・「■防キズ コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品④が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにく

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件 2 商品②	令和 6 年 10 月 2 8 日から令和 7 年 8 月 21 日までの 間	「 I N V O L E x t r a F i n e e コーティング」 と記載のあるウェ ブサイト	<p>いことを示す画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 ・「 I N V O L E x t r a F i n e コーティングとは？」及び「 E x t r a F i n e コーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日 使用するスマートフォンやケース・フィルム※¹などのアクセサリをキズや擦れからしつかり保護します。」 ・「防キズ Anti scratch」、「擦つたり、引っ搔いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしつかり守ります。」及び「 E x t r a F i n e コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面 硬度の被膜を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしつかり保護します。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際 には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり E x t r a F i n e コーティングは端末ガラスより硬 いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本 件 2 商品②が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端 末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくくことを示す画像 ・「検証結果 inspection result」及び「ナノインデンテーシ ョン※試験を行い、E x t r a F i n e コーティング塗布前後の表面硬度を 測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。 表面硬度が上昇するほど、 外部からの摩擦に対してより耐性があり傷つきにくいといえます。」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果・2019年発売の一般的なスマートフォンに Extral Fine コーティングを施工前後の表面硬度の測定をナノインデンテーション試験で実施」 ・表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件②商品②を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件②商品②を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面硬度が上昇していることを確認できました。(グラフ①②)」さらに、一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていますことが実証されました。(グラフ③)」 ・「試験結果 Extral Fine コーティングの耐傷性の効果（摩擦比較検証） メラミン樹脂製スポンジ摩擦 母材：アクリル板 荷重：200gf 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件②商品②を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像
本件商品 ③	令和6年10月2 8日から令和7年 8月21日までの 間	「トレテク！」と記 載のある自社ウェ ブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護。」 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
④ 本件商品	令和6年10月28日から令和7年8月21日までの間	「トレtek！」と記載のある自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護。」 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」





(参考1)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

(報告の徵収及び立入検査等)

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若し

くはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を使用することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法第5条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○ 優良誤認表示（第5条第1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第7条第2項及び第8条第3項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

- 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

- ・第7条第2項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。
- ・第8条第3項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○ 有利誤認表示（第5条第2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

- ② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

- 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第5条第3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示
- ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1810号
令和7年12月18日

S B C & S 株式会社
代表取締役 草川 和哉 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「INVOL ULTRA コーティング for スマートフォン」と称するスマートフォン向けのコーティング剤（以下「本件商品①」という。）及び「INVOL ULTRA コーティング for タブレット」と称するタブレット端末向けのコーティング剤（以下「本件商品②」といい、本件商品①と併せて「本件2商品①」という。）並びに「INVOL Extra Fine コーティング for スマートフォン」と称するスマートフォン向けのコーティング剤（以下「本件商品③」という。）及び「INVOL Extra Fine コーティング for タブレット」と称するタブレット端末向けのコーティング剤（以下「本件商品④」といい、本件商品③と併せて「本件2商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件4商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア 貴社は、本件2商品①を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和6年9月20日から同年10月23日までの間、本件商品①の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品①をスマートフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果、細菌の増殖を抑制する効果及び特定のウイルスの数を減少させる効果が得られるかの

ように示す表示をしていたこと。

- イ 貴社は、本件2商品②を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品③について、令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間、本件商品③の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品②をスマートフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- ウ 前記ア及びイの表示は、それぞれ、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件4商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件4商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) S B C & S 株式会社（以下「S B C & S」という。）は、東京都港区海岸一丁目7番1号に本店を置き、携帯電話端末、タブレット端末等に関連する用品等の開発、設計、製造販売等の事業を行う事業者である。
- (2) S B C & S は、本件4商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) S B C & S は、本件4商品に係る別表1及び別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア S B C & S は、本件2商品①を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和6年9月20日から同年10月23日までの間、本件商品①の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品①をスマ

トフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果、細菌の増殖を抑制する効果及び特定のウイルスの数を減少させる効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ SB C&Sは、本件2商品②を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品③について、令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間、本件商品③の商品パッケージにおいて、「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品②をスマートフォン又はタブレット端末の画面等に塗布することで、傷の発生を防止する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

ウ 消費者庁長官は、前記ア及びイの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、SB C&Sに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、SB C&Sは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、SB C&Sが自己の供給する本件4商品の取引に関し行っていた表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品①	令和6年9月20日から同年10月23日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・SIAAマークを示す画像 ・「■防キズ コーティングを施することで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品①が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいことを示す画像 ・「■抗ウイルス・抗菌 抗ウイルス加工：製品上の特定のウイルスの数を減少（抗ウイルス活性値2以上） 抗菌加工：加工されていない製品の表面と比較し、細菌の増殖割合が100分の1以下（抗菌活性値2以上）」 <p>(別添写し1)</p>
本件商品②	令和6年9月20日から同年10月23日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・SIAAマークを示す画像 ・「■防キズ コーティングを施することで、コーティング対象（端末ガラスなど）を

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」を端末ガラスに加えた際には端末ガラスが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」を本件商品②が塗布されている端末ガラスに加えた際には端末ガラスの表面が傷つきにくことを示す画像 ・「■抗ウイルス・抗菌 抗ウイルス加工：製品上の特定のウイルスの数を減少（抗ウイルス活性値2以上） 抗菌加工：加工されていない製品の表面と比較し、細菌の増殖割合が100分の1以下（抗菌活性値2以上）」 (別添写し2)
本件 2 商品①	令和6年8月13日から同年10月23日までの間	「INNOVOL ULTRA コーティング」と記載のある自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「化学結合で強固に密着するガラス被膜で、キズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「INVOL ULTRA コーティングとは？」、「ULTRA コーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日使用するスマートフォンやケース・フィルム※1などのアクセサリをキズや擦れからしっかりと保護します。」及び「防キズ効果だけではなく、抗ウイルス・抗菌効果を発揮し、防汚・防指紋にも優れたコーティング剤です。」 ・「防キズ Antiscratch」、「擦ったり、引っ掻いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしっかりと守ります。」及び「ULTRA コーティングを施すことでの、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしっかり保護します。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>コーティングなし</u> 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 ・「<u>コーティングあり</u> ULTRA コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件②商品①が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくくことを示す画像 ・「検証結果 inspection result」及び「ナノインデンテーション※試験を行い、ULTRA コーティング塗布前後の表面硬度を測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。表面硬度が上昇するほど、外部からの摩擦に対してより耐性があり傷つきにくくといえます。」 ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果　・ 2019年発売の一般的なスマートフォンにULTRA コーティングを施工前後の表面硬度の測定をナノインデンテーション試験で実施　・ 2022年8月実施】 ・表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件②商品①を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件②商品①を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>硬度が上昇していることを確認できました。（グラフ①②）さらに、一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていますことが実証されました。（グラフ③）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「試験実施日：2023年5月30日 U L T R A コーティングの耐傷性の効果（摩擦比較検証） メラミン樹脂製スポンジ摩擦 母材：アクリル板 荷重：200g f 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件2商品①を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像 「抗ウイルス・抗菌 Antiviral / Antibacterial」 「ULTRA コーティングは、強固な被膜により汚れや傷から保護するだけではなく、製品上の特定のウイルスの数を減少させ、細菌の増殖を抑制する効果があります。」 「適正で安心できる抗菌加工製品の普及を目的とした第三者機関であるSIAA（抗菌製品技術協議会）による証明書を取得しております。」及び「<u>SIAAマーク</u>は、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されており、当社製品も抗菌・抗ウイルス性を認められました。」 ・本件2商品①を使用した方が未使用のものよりもウイルスの数が減少したかのよう うに示す画像 ・「抗ウイルス」及び「特定ウイルスの数を減少」との記載と共に、SIAAマークの画像 ・本件2商品①を使用した方が未使用のものよりも細菌が増殖していないかのよう

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>に示す画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「抗菌」及び「細菌の増殖割合を100分の1以下に抑える」との記載と共に、SIAAマークの画像 ・「第三者機関SIAA（抗菌製品技術協議会）による証明書」との記載と共に、証明書の画像 ・「検証結果 inspection result」、「菌の増殖割合比較実験 菌の増殖を比較するために、フードスタンド（寒天培地）を使用して、検査を行いました。 フードスタンドを、衛生状態を確認したい対象物につけることで、その表面にいる微生物を採取し、細菌による汚染具合を判定することができます。一般的なスマートフォンの画面ガラス表面に2つのフードスタンプを押し付け、片方のサンプルはそのままにして、片方のサンプルには抗菌機能があるULTRA A コーティングのトップコートを滴下して菌の培養状況を比較しました。 13日後、未処理のサンプルには菌が繁殖していましたが、ULTRA A コーティングを滴下したサンプルには未処理のサンプルに比べ菌の増殖割合が低いことが認められました。<u>以上の結果から、ULTRA A コーティングのトップコートには菌の増殖を抑える効果（抗菌）があることがわかりました。</u>」及び「実施期間：2023年5月25日19時～6月7日19時 ULTRA A コーティングトップコートの抗菌効果比較実験 溫度設定約25°Cの室内環境下にて実施」との記載と共に、本件2商品①のトップコートを滴下したものの方が未処理のものよりも菌が増殖していないかのように示す画像 (別添写し3)

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
① 本件商品	令和6年9月6日から同年10月23日までの間	「トレテク！」と記載のある自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「化学結合で強固に密着するガラス被膜で、キズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「使いのスマートフォンやケース※1・フィルムなどのアクセサリーにコーティング剤を塗るだけで、抗ウイルス・抗菌効果だけではなく防汚・防指紋・防キズ効果をプラスすることができる製品です。」 ・【防キズ】コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 ・【抗ウイルス・抗菌】SIAAマーク取得 ・「ULTRA コーティングとは？」 ULTRA コーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日使用するスマートフォンやケース・フィルム※1などのアクセサリをキズや擦れからしっかりと保護します。 防キズ効果だけではなく、抗ウイルス・抗菌効果を発揮し、防汚・防指紋にも優れたコーティング剤です。」 ・「擦ったり、引っ掻いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしつかり守ります。 ULTRA コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしつかり保護します。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>コーティングあり</u> ULTRA コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品①が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいことを示す画像 ・「検証結果 ナノインデンテーション※試験を行い、ULTRA コーティング塗布前後の表面硬度を測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。表面硬度が上昇するほど、外部からの摩擦に対しても耐性があり傷つきにくいといえます。」及び「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果」表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件商品①を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件商品①を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面硬度が上昇していることを確認できました。(グラフ①②) さらに、一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていますことが実証されました。(グラフ③) ULTRA コーティングの耐傷性の効果 (摩擦比較検証)」 ・「メラミン樹脂製スピンドル摩耗 母材：アクリル板 荷重：200g f 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件商品①を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
② 本件商品	令和6年9月6日から同年10月23日までの間	「トレテク！」と記載のある自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌(SIAAマーク取得)」、「抗ウイルス 抗菌効果」及び「防キズ効果」(別添写し4) ・「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「化学結合で強固に密着するガラス被膜で、キズから対象製品を保護」、「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」 ・「お使いのスマートフォンやケース※1・フィルムなどのアクセサリーにコーティング剤を塗るだけで、抗ウイルス・抗菌効果だけでなく防汚・防指紋・防キズ効果をプラスすることができる製品です。」 ・「【防キズ】コーティングを施すことで、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 ・「抗ウイルス・抗菌】SIAAマーク取得」「ULTRA コーティングとは？」 ・「ULTRA コーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日使用するスマートフォンやケース・フィルム※1などのアクセサリをキズや擦れからしっかりと保護します。防キズ効果だけではなく、抗ウイルス・抗菌効果を発揮し、防汚・防指紋にも優れたコーティング剤です。」 ・「擦ったり、引っ搔いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしっかりと守ります。ULTRA コーティングを施すことでの、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしっかりと保護します。」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>・「<u>コーティングなし</u> 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像</p> <p>・「<u>コーティングあり</u> ULTRA コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品②が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいことを示す画像</p> <p>・「<u>検証結果</u> ナノインデンテーション※試験を行い、ULTRA コーティング塗布前後の表面硬度を測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。表面硬度が上昇するほど、外部からの摩擦に対する耐性があり傷つきにくいといえます。」及び「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果」・表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件商品②を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件商品②を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ</p> <p>・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面硬度が上昇していることを確認できました。(グラフ①②) さらに、一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていることが実証されました。(グラフ③) ULTRA コーティングの耐傷性の効果(摩擦比較検証)」</p>

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・「メラミン樹脂製スポンジ摩擦 母材：アクリル板 荷重：200g f 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件商品②を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」、「防キズ」、「抗ウイルス・抗菌（SIAAマーク取得）」、「抗ウイルス 抗菌効果」及び「防キズ効果」 (別添写し5)
本件 2 商品①	令和 5 年 7 月 2 1 日から令和 6 年 1 0 月 2 3 日までの間	「Y o u t u b e」と称する動画共有サービスにおける「【SELECT】ON】ULTRA コーティング製品紹介動画」と題する動画	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固に密着するガラス被膜でスマートフォンを傷から保護するウルトラコーティング」との音声 ・「防キズ」、「コーティングなし」 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との文字と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す映像及び「コーティングあり」 ・「ULTRA コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との文字と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件 2 商品①が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいくことを示す映像 ・「コーティング対象を上回る硬度の被膜を作り、表面を傷や擦れからしっかりと保護します」との音声 ・「往復摩擦テストによる比較検証」及び「1,000往復摩擦テスト ※メラミン樹脂製スポンジ摩擦試験 母材：アクリル板 荷重：200g f 回数：1000往復」との文字と共に、往復摩擦テストを行っていることを示す映像 ・「試験実施日：2023年5月30日 ULTRA コーティングの耐傷性の効

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>果 (摩擦比較検証) メラミン樹脂製スポンジ摩擦試験 母材：アクリル板 荷重：200g f 回数：1000往復」との文字と共に、摩擦後の本件①と共に、本件②商品を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「往復摩擦テストによる比較検証では、ウルトラコーティングを施工した場合、「ほとんど傷がありませんでした」との音声 ・「抗ウイルス・抗菌」、「抗ウイルス」及び「特定ウイルスの数を減少」との文字と共に、本件②商品①を使用した方が未使用のものよりもウイルスの数が減少したかのように示す映像並びに「抗菌」及び「細菌の増殖割合を100分の1以下に抑える」との文字と共に、本件②商品①を使用した方が未使用のものよりも細菌が増殖していないかのように示す映像 ・「さらに特定のウイルスの数を減少させ、細菌の増殖を抑制する効果があります」との音声 ・「抗ウイルス・抗菌」との文字と共に、SIAAマークの映像 ・「第三者機関であるSIAAによる証明書を取得し、」との音声 ・「防キズ」及び「抗ウイルス・抗菌」との文字のある映像 <p>(別添写し6)</p>

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品③	令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 「■防キズ コーティングを施すこと、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品③が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくいことを示す画像 <p>(別添写し7)</p>
本件商品④	令和6年10月25日から令和7年8月21日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 「■防キズ コーティングを施すこと、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから保護できます。」 「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 「コーティングあり 端末ガラスのみの状態より傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件商品④が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにく

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件②商品	令和6年10月28日から令和7年8月21日までの間	「INVOLE Extra Fineコーティング」と記載のあるウェブサイト	<p>いことを示す画像 (別添写し8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 ・「INVOL Extra Fine コーティングとは？」及び「Extra Fine コーティングは化学結合で強固に密着するガラス被膜を形成し、毎日使用するスマートフォンやケース・フィルム※1などのアクセサリをキズや擦れからしっかりと保護します。」 ・「防キズ Anti scratch」、「擦つたり、引っ掻いたりなどのキズからスマートフォンの表面をしっかりと守ります。」及び「Extra Fine コーティングを施すことでの、コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、対象製品の表面をキズや擦れからしっかりと保護します。」 ・「コーティングなし 端末ガラスより硬い層がないため傷つく」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムが傷つくことを示す画像 ・「コーティングあり Extra Fine コーティングは端末ガラスより硬いため、傷つきにくい」との記載と共に、「端末ガラスが傷つくレベルの力」で本件②商品が塗布されている端末ガラス又はフィルムに摩擦を加えた際には端末ガラス又はフィルムの表面が傷つきにくくことを示す画像 ・「検証結果 inspection result」及び「ナノインデンテーション試験を行い、Extra Fine コーティング塗布前後の表面硬度を測定することで、耐傷性の効果を比較検証しました。 表面硬度が上昇するほど、

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			<p>外部からの摩擦に対してより耐性があり傷つきにくいといいます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度測定結果　・ 2019年発売の一般的なスマートフォンにExtreme Fineコーティングを施工前後の表面硬度の測定をナノインデンテーション試験で実施】 ・表面コートを施した端末ガラス及び表面コートを施した上に本件2商品②を塗布した端末ガラスを比較して、表面硬度が約9倍上昇していること並びに表面コートを施した上に本件2商品②を塗布した端末ガラス及び表面コートなしの端末ガラスを比較して、「一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材の表面硬度より硬い」ことを示したグラフ ・「ナノインデンテーション試験による表面硬度の測定の結果、施工前に比べ表面硬度が上昇していることを確認できました。(グラフ①②) さらに、一般的なスマートフォンに採用されている画面ガラス素材よりも硬度が高く、耐傷性に優れていますことが実証されました。(グラフ③)」 ・「試験結果 Extreme Fine コーティングの耐傷性の効果 (摩擦比較検証) メラミン樹脂製スポンジ摩擦 母材：アクリル板 荷重：200gf 回数：1,000往復」との記載と共に、摩擦後の本件2商品②を塗布したアクリル板及び塗布していないアクリル板の耐傷性の効果を検証した比較画像 (別添写し9)
本件商品③	令和6年10月28日から令和7年8月21日までの 8日間	「トレtek！」と記載のある自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ コーティング対象 (端末ガラスなど) を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	間		<p>保護。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 (別添写し10)
本件商品 ④	令和6年10月2 8日から令和7年 8月21日までの 間	「トレテク！」と記 載のある自社ウェ ブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」 ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 コーティング対象（端末ガラスなど）を上回る表面硬度の被膜を形成し、表面をキズや擦れから 保護。」 <ul style="list-style-type: none"> ・「強固なガラス被膜でキズから対象製品を保護」及び「防キズ」 (別添写し11)